

令和元年度(平成30年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部国保年金課

福祉部長 新村 隆

整理No	事務事業名	3か年 実施 計画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-002	後期高齢者福祉医療費給付事業	あり	B	一定の障がいのある高齢者等の医療費自己負担分の助成を適正に行い、経済的負担軽減による生活の安定と健康保持を図った。また、対象者は高齢で障がいのある方等のため、受給者証一斉更新の際の手続きを返信用封筒を使用して郵送で行えるようにするなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、高齢化社会の進展の中で、障がいのある高齢者を始め真に医療費に対する援助を必要とする高齢者を取り巻く社会情勢などを注視しながら、事業内容の検証を行っていく。また、手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう、事務処理方法の改善を行っていく。
18-003	子ども医療費助成事業	あり	B	中学校卒業までの医療費助成を適正に行うことにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健康保持を図った。一方、助成内容などに関して他市町村の状況を注視し、制度の拡充について検討を行う必要がある。	拡充推進	子どもの医療費に関しては保護者による費用の一部負担も必要であるとの考えから、中学生の通院費については現状のまま一部負担を残す形で事業を進めていくが、市として子育て支援策をさらに充実させるため、助成対象を高校生(満18歳の年度末)まで拡大していく。
18-004	障がい者医療費助成事業	あり	B	障がい者世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持のため医療費自己負担分の医療費助成を適正に行い、適切に医療を受ける機会を確保した。また、精神障がい者手帳1・2級所持者の精神疾患以外の全疾病に対する助成を平成29年4月診療分から全額に拡大し、精神障がい者世帯の経済的な負担の軽減を図った。	現状維持	精神障がい者手帳1・2級所持者以外でも精神科への入院が必要となるなど状態が悪くなる場合もあり、その場合には本人のみならず、家族にも経済的・精神的負担がかかることとなるため、他市町村の状況も参考にしながら、対象者のさらなる拡大について検討していく。
18-005	母子・父子家庭医療費助成事業	あり	B	医療費自己負担分の助成を適正に行うことにより、母子及び父子世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持を図った。また、対象者はひとり親世帯であり、仕事等のため市役所への来庁や必要書類の取り寄せなどの時間がなかなか作れない方も多いため、毎年行う受給者証の更新手続きを郵送でも行えるようにしたほか、子育て支援課と連携して必要書類を省略して申請を受け付けるなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度は維持継続しながら、各種申請・届出手続き方法の見直しを行うなど、仕事を持つひとり親の手続きにかかる負担を軽減できるよう、随時事務処理方法の改善を行っていく。
18-006	後期高齢者医療助成事業	あり	B	後期高齢者を対象とした健康診査について、受診率は59.48%と0.54ポイント減少し目標受診率はわずかに達成できなかったものの、平成30年度の受診率は愛知県下3位であり、被保険者に対する健診の必要性の周知と受診率の低下防止、疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制においては十分な成果があったと考えられる。また、頻回受診者への訪問指導を実施したほか、費用対効果が見込める一部の被保険者に対して先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額通知を送付、後期高齢者医療制度への新規加入者へジェネリック医薬品希望カードを配布するなど、ジェネリック医薬品を推奨する等の医療費の適正化に取り組んだ。	改善推進	高齢者医療費が年々増加する中で、ジェネリック医薬品普及の更なる促進による医療費の適正化・節減を図るほか、頻回受診者への訪問指導を継続的に実施し医療費の適正化に取り組む。健康診査については、通院者へ勧奨してもらうなど医師会との連携や、高齢者が多く集まる各種イベント等での啓発を強化し、更なる周知と受診率の向上に努め、より多くの被保険者に疾病の早期発見、早期治療を促し、医療費の抑制を図る。

整理No	事務事業名	3か年 実施 計画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-008	後期高齢者医療事業一般事務	あり	B	増加を続けている後期高齢被保険者が安心して必要な医療を受け続けることができるよう、送付物にパンフレット等を同封し、わかりやすく案内したほか、窓口でのきめ細やかな対応に努め、制度への理解を広めた。また、保険証を送付し返戻された方に対して調査や訪問等を行い、未交付者がなくなるよう努めた。コストについては、施設入居者に対して郵送ではなく直接持ち込むことや、転居・転入者等について高齢介護課と連携し保険証と一緒に送ることなどにより、事業費の抑制に努めた。	現状維持	高齢者が安心して必要な医療を受け続けることができる国民皆保険制度維持のため、市は引き続き、すべての被保険者に対して遅滞なく保険証の引き渡しができるように努めるほか、各種申請や届け出の受付を適正かつ円滑に行い、また、年々改正される制度の内容について広報等により幅広く周知できるよう体制を整える。
18-009	賦課徴収一般事務	あり	C	保険料の軽減措置の縮小など、制度が年々改定される中、後期高齢被保険者に対する納入通知への案内文同封や、市報・ホームページでの広報により、保険料額や納付方法について分かりやすく周知することができた。口座振替率については目標値を下回ったものの、保険料決定通知等に口座振替用紙を同封するなど勧奨することにより前年値を上回ることができた。収納率については、収納課と連携して市税を含む恒常的な滞納者に対して、滞納折衝の強化や電話催告等を行い、滞納分の解消、現年度分の滞納の抑制に努めることができた。	改善推進	保険料軽減措置の縮小など、今後も保険料の制度改正が予定されており、納入通知などに案内文を同封するほか、市報・ホームページにより保険料について分かりやすく周知する。口座振替については文書案内だけでなく、窓口や電話対応時などにおいても機会を捉え更に推進していくことで、安定した財源の確保とともに事業費の節減に努める。滞納者に対しては、早期からのきめ細やかな対応を継続的に行うほか、中長期及び高額滞納案件については、年々対象者数が減少しているが、収納課と連携した更なる滞納処分の強化により滞納額の縮減に取り組んでいく。
18-015	総務管理事務(総括)	あり	B	高額療養費制度の改正に基づく負担限度額認定証の発行等について適正に対応することができた。また、2年毎の保険証の一斉更新を適正かつ円滑に行うことができた。さらに、被保険者資格の適正化にも努め、適正な保険給付を実施することができた。	改善推進	平成30年度からの国民健康保険運営の広域化に伴う県下市町村の事務処理の標準化が継続的な課題となっているほか、保険証と高齢受給者証の一体化についても検討する必要がある。また、マイナンバーカードを活用した資格確認のオンライン化が法定化されるなど、資格管理の適正化のための情報化も進められている。制度改正を踏まえた適正な資格管理により、保険税の賦課徴収及び保険給付を実施し、広域的かつ効率的な事業運営を実施していく必要がある。
18-023	特定健康診査等事業	なし	C	特定健診の未受診者対策として受診勧奨通知を3,086人に、電話での受診勧奨を4,031人に実施し、901人(12.7%)が受診に繋がった。また保健センターと共同で、40歳～69歳の28年度と29年度ともに未受診の方4,113人に特定健診とがん検診の同時実施健診の受診勧奨通知を送付し、109人(2.7%)が受診に繋がった。特定健診受診率は53.5%であった(29年度法定報告で愛知県市町村国保4位)。特定保健指導利用率は33.5%で5.5ポイント上昇した。これは、健診受診日に初回面接を実施できるよう取り組んだことにより、健康意識が高まっている時に働きかけることができ、受診者に利便性が良いため効果があった。	改善推進	29年度に策定した第3期特定健診等実施計画(データヘルス計画内)の目標値を目指し、特定健診受診者・保健指導利用者数向上に向けての活動を継続する。特定健診では、男女とも40歳代・50歳代を中心に、未受診者対策として健診受診に繋げる再通知の効果的な実施や、電話勧奨で得た未受診理由を分析し、より効果的な事業を展開する。また、30年度から特定健診受診時に特定保健指導の初回面接を分割して実施できるようになったため、初回面接を分割実施する医療機関が22か所からさらに増加するよう連携を図り、利用率の向上を目指す。

整理No	事務事業名	3か年 実施 計画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-025	保健衛生普及事業	なし	C	医療費通知を6回/年(奇数月発送)、ジェネリック医薬品差額通知を3回/年発送し医療費の適正化を図った。ピロリ菌検査は平成27年度から40歳から65歳まで5歳毎を対象者として実施しており、平成28年度から平成30年度の実施率はほぼ横ばいになっている。対象者が令和元年度で一回りするため、5か年の実施結果を踏まえ、助成対象や実施方法を工夫する必要がある。また、平成30年度から国保被保険者の歯周病検診費用を負担したことにより、検診の対象年齢に30歳・35歳が追加され、より多くの人に検診を実施できた。	改善 推進	ジェネリック医薬品の普及啓発のため、差額通知を送付し、国保年金課窓口で国保加入した方に普及啓発グッズを配布する。また、ジェネリック医薬品の利用実態を把握し、ジェネリック医薬品が利用しやすい環境を整える。ピロリ菌検査費用の自己負担分の一部助成を継続実施するとともに、助成対象や実施方法を工夫する。胃がん検診、歯周病検診は保健センターと連携し、より一層周知に努める。糖尿病のリスクの高い方を対象とした訪問等による医療受診の勧奨や生活習慣の改善指導を継続実施する。新規事業として、健診結果が基準値以上の対象者に対して高血圧予防講座を実施する。また、新たに乳がん検診費用の自己負担分の一部助成を実施する。さらに、国保加入者のより一層の健康の保持・増進を図るため、保健センターが実施する健康マイレージ事業に国保加入者向けの特典を追加する。
18-026	国民年金事業	なし	B	法定受託事務に基づき、国民年金第1号被保険者に関する資格・裁定・死亡・免除等の各種届出書等を適正に受理し、日本年金機構へ迅速に報告することができた。また、市報・パンフレット・ホームページ等にて広報を実施するとともに、半田年金事務所と協力して説明会を開催し、市民の制度に対する理解を深めることができた。	改善 推進	今後も年金制度についての市民からの相談に適切に対応するとともに、被保険者の年金記録に早く反映されるよう届出書類等の受理及び報告を迅速に行う。
18-027	国民健康保険賦課徴収事務	あり	A	国保新制度が施行されるなか、愛知県が算定した国保事業費納付金や標準保険料率を踏まえて国保税率の改正について検討するとともに、軽減判定所得金額の引き上げや課税限度額の見直しをすることができた。また収納率については、早期の電話催告等の収納向上対策を実施するとともに、国保税の納付方法を原則口座振替にすることで、昨年度を0.05ポイント上回る収納率を実現することができた。	改善 推進	これまで行ってきた早期電話催告などの収納向上対策を今後も継続しながら口座振替を一層推進し、事業費の節減を図るとともに、収納率の維持・向上に努める。 また、愛知県が算定する標準保険料率を参考にしながら適正な国保税率の検討を行うとともに、賦課限度額の見直しを行うなど国保税の適正な賦課に努めていく。
課等長	1次評価(30年度の総括評価)					
B	国民健康保険事業については制度改革により県単位に広域化された初年度であったが、財政の仕組みが大きく変わったなかで保険者に加わった愛知県と連携を図りながら円滑に移行できた。今後は県内における他市町村と事務処理の標準化を進める必要がある。 また、年間外来合算限度額の導入や所得段階の増設などの高額療養費制度の改正にも国民健康保険・後期高齢者医療とも適切に対応することができた。国保税の収納率については、電話催告などの収納向上対策事業に取り組み前年度を上回ることができた。 特定保健指導については初回面接の分割実施制度を採り入れ、特定健診当日から実施できるようにしたことにより、利用者数の増加につなげることができた。今後は終了率の一層の向上に努める必要がある。 福祉医療費助成事務については、市報などによる制度内容の広報や、受給者証更新に関する個別案内などにより、適切に執行できた。今後は子ども医療費助成の対象を令和2年4月から18歳到達年度末までに拡大する事務を進めていく。 年金事務については、市報やホームページなどによる年金制度の広報や説明会を実施し市民の年金制度に関する理解を深めた。					
部等長	2次評価(30年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	平成30年度から国保制度が改革され適切に対応することができたが、国民健康保険事業の広域化に伴う事務処理の標準化等の継続的な課題について、県や各市町村と連携を図り適切に対応するとともに、国が推進するマイナンバーカードの活用等による医療保険分野の情報化の動向を注視し、適切に対応すること。また、令和2年度に行う第2期データヘルス計画の中間評価を見据え、保健事業の推進に取り組むこと。 国民健康保険税及び後期高齢者保険料の収納率は、納付しやすい環境を整備するとともに電話催告、臨戸訪問などの収納対策を実施し高い収納率を実現できた。今後もこの状態を維持していく。 福祉医療費助成事業は適正に実施できており、令和2年度からの子ども医療費助成事業の拡大実施に向け、令和元年度は、制度設計や関係機関等との調整を進めていく。 年金については、市民からの相談に適切に対応するとともに、年金制度に対する理解を深めるため、市報やホームページなどによる広報や説明会を引き続き実施する。					